

6月

定例会

12日 ~ 15日

平成19年第2回行方市議会定例会は、6月12日から15日までの4日間の会期で開催されました。

本会議では市長から、報告6件、諮問1件、条例2件、補正予算1件の合計10件の議案が提出され、慎重なる審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

また、4月22日に行われた統一地方選挙により、県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、補欠選挙が行われました。

24名での初定例会

報告

地方自治法施行令の規定により、市長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越計算書を作成し、これを議会に報告しなければなりません。継続費、事故繰越しも同じです。

平成18年度 一般会計

《繰越明許費》

繰越額 2億2,223万2千円

- ・ 戸籍電算化事業（データ作成業務委託）

- ・ 老人医療給付事業（後期高齢者医療制度用システム導入）

- ・ 農業経営構造対策事業（農畜産物集出荷貯蔵施設整備事業）

- ・ 防衛施設周辺道路整備事業
- ・ 道路改良舗装事業（市道）（麻）

- 1 15号線、（麻）62号線、（麻）2229号線

- ・ 玉造統合幼稚園施設整備事業

《継続費》

繰越額 2億8,288万1千円

- ・ 玉造中学校施設整備事業

《事故繰越し》

繰越額 1,680万4千円

- ・ 養神台公園災害復旧事業

平成18年度 国民健康保険特別会計

《繰越明許費》

繰越額 256万2千円

- ・ 一般管理事務費（後期高齢者医療制度に伴うシステム改修）

平成18年度 介護保険特別会計

繰越額 27万3千円

《繰越明許費》

繰越額 27万3千円

- ・ 一般管理事務費（後期高齢者医療制度に伴うシステム改修）

諮問

人権擁護委員に

水野氏を推薦

みずの よしただ
水野 義貞（小幡685番地）

平成19年9月30日で人権擁護委員 石崎光也氏が任期満了となるため、新たに水野氏が推薦されました。



第2回定例会の経過

〔6月〕

12日 本会議

- ・ 開会

- ・ 会議録署名議員の指名

- ・ 会期の決定

- ・ 諸般の報告

- ・ 議案の上程、説明、質疑、採決

13日 休会 自宅審議

14日 本会議

- ・ 一般質問

15日 本会議

- ・ 一般質問

- ・ 閉会中の所管事務調査

- ・ 議員の派遣

- ・ 閉会

議会メモ

※1 本会議とは…

市議会の会期中に全議員が集まって開く会議です。議会の意思決定はここで行われます。

本会議では、市執行部から議案の提案理由の説明が行われ、それに対する議員の質疑、討論、採決が行われます。

また、市長に対して市政全般に対する質問をしたり、意見を述べたりする一般質

平成19年度

補正予算

一般会計

3億8,150万円増額

総額152億
一般会計

9,949万9千円

主なものは次のとおり

歳入

教育費国庫補助金

965万6千円の増額

消防費国庫補助金

2億4,239万4千円の増額

の増額

農林水産業費国庫補助金

182万3千円の増額

公共施設整備基金繰入金

1,820万円の増額

前年度繰越金

324万8千円の増額

雑入

2,957万8千円の増額

合併特例事業債

7,660万円の増額

歳出

農林水産業費

・畜産振興事業

182万3千円の増額

消防費

・消防団設置事業

2,951万8千円の増額

・防災行政無線施設整備事業

3億2,283万6千円の増額

教育費

・玉造中学校施設整備事業

2,790万2千円の増額

地方債

・防災行政無線施設整備事業債の追加

業債の追加



「こちらは行方市役所です」(玉造庁舎無線室)

条

例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

地方公共団体の通常の契約は単年度ごとに締結するのが原則ですが、長期継続契約は、地方自治法の規定に基づき、例外として年度を超える期間の契約を締結できる制度です。

これまでは、予算の範囲における電気、ガス、水道の供給といったものに限られていましたが、一定条件のもと、新たな長期継続契約の対象を条例で定めることができるようになりました。
新たに該当することになった契約は、次のとおりです。

物品の賃貸借契約

商習慣上複数年にわたり契約をすることが一般的であるものの

【例】パソコン等OA機器賃貸借契約など

役務の提供を受ける契約施設の管理業務その他の年間を通して継続的に役務の提供を受ける必要がある業務のもの

【例】庁舎等の清掃業務など

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額が改正されました。

職名	報酬日額(円)	
	改正後	改正前
投票管理者	12,600	12,700
期日前投票所管理者	11,100	11,200
投票立会人	10,700	10,800
期日前投票所立会人	9,500	9,600
開票管理者	10,600	10,700
開票立会人	8,800	8,900
選挙長	10,600	10,700
選挙立会人	8,800	8,900

選

挙

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

平成19年4月22日に行われた統一地方選挙により、広域連合議会に欠員が生じました。市議会議員から選出される推薦候補者が議員定数6人を

問もここで終わります。

※2 繰越明許費とは…

経費の性質上、当該年度内にその支出が終わらないものや予算成立後の事由に基づいて翌年度に繰り越したものをいいます。

※3 継続費とは…

あらかじめ事業の実施が2力年以上渡ることが確実な場合に、全体の事業費と、各年度ごとの事業費をあらかじめ予算で定めておくことができるものをいいます。

※4 事故繰越とは…

支出負担行為を行い、その後生じた避けがたい事故(天災など)のために当該年度内に支出が終わらなかったものをいいます。

上回ったため、県内各市議会で選挙を行いました。

選挙結果は、

茨城県後期高齢者医療広域連合の公式ホームページをご覧ください。
(アドレスは下記のとおり)

<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>